

広島県告示第七百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年十月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年九月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道甲山甲奴上市線	世羅郡世羅町大字赤屋字岩神三〇九番一地从ら 世羅郡世羅町大字赤屋字広田五六三番一地从ら	平成二十四年九月二〇日